

対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量

対象業種を営むすそ切り以下事業者⁽¹⁾からの排出量は、

- (a) 事業者規模(常用雇用者数)が21人未満の事業者
- (b) 対象化学物質の年間取扱量が1t未満⁽²⁾である事業者

のいずれかに該当する事業者からの排出量である(図1)。

- 1 「すそ切り以下事業者」とは、対象業種に属するが届出対象とならない事業所からの排出量のうち、「農薬」、「水道」、「オゾン層破壊物質」、「ダイオキシン類」及び「低含有率物質」に含まれないものを指す
- 2 特定第一種指定化学物質の場合は年間取扱量について「1t未満」、「0.5t未満」と読み替える(以下同様)

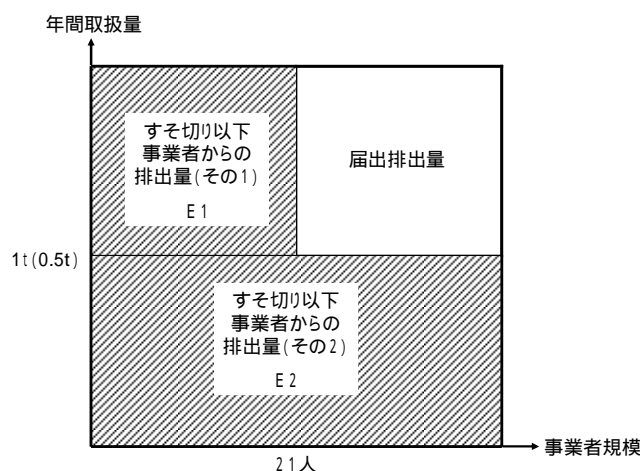


図1 すそ切り以下事業者からの排出の概念図

このようなすそ切り以下事業者からの排出は、数多くの用途等(排出源)に関係していると考えられるが、すそ切り以下事業者からの排出量の推計においては、表1に示す2種類の推計方法を採用することとする。

表1 すそ切り以下事業者に係る排出量の推計方法

	推計方法	推計対象
1	排出源別排出量推計方法	「塗料」など全国出荷量等が把握できるもの
2	平均取扱量等に基づく排出量推計方法	平均的な取扱量等が把握できるもの 上記1を除く

すそ切り以下事業者からの排出量の推計で採用した2種類の推計について、それぞれの推計方法の概要は以下のとおり。

1 排出源別排出量推計方法

1. 推計対象とする排出源

対象業種を営む事業者が使用する薬剤等の大半が「届出事業者」と「すそ切り以下事業者」の両方に関係していると考えられる。平成 18(対象)年度のすそ切り以下事業者からの排出量の推計においては、平成 17(対象)年度排出量の推計と同様に、「塗料」を始めとする 11 種類の排出源を推計対象とする(表 2)。但し、表2の第 2 項で「接着剤等」としたのは、粘着テープ・シート類製造に使用される粘着剤を新しく加え、「接着剤等」の項目に含めたことによる。

これらの排出源においては、薬剤の使用段階(塗料の場合なら塗装段階)等において使用量の一定割合が環境中へ排出されるが、そのうち「事業者規模 21 人未満」又は「年間取扱量 1t 未満」に該当するものがすそ切り以下事業者からの排出量となる。

表 2 排出源別排出量推計方法で対象とする排出源

No	排出源	概要
1	塗料	工業製品の塗装で使われる塗料に含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
2	接着剤等	工業製品の接着に使われる接着剤に含まれる溶剤及び粘着テープ・シート類製造に使われる粘着剤に含まれる溶剤
3	印刷インキ	工業製品の印刷に使われる印刷インキに含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
4	工業用洗浄剤	洗浄槽で使われる工業用洗浄剤や、ドライクリーニングで使われるクリーニング溶剤、洗浄剤を中心とする界面活性剤
5	燃料 (蒸発ガス)	ガソリンスタンドにおける燃料(ガソリン、灯油等)の蒸発ガスの漏れによる受入ロスと給油ロス
6	ゴム溶剤等	ゴム製品の製造段階でゴムの貼り合わせに使われる溶剤等
7	化学品原料等	化学工業における製造品原料や反応溶剤等として使用するもの、及びその製造品そのもの
8	剥離剤 (リムーバー)	塗り替え等のために塗膜等の樹脂を溶解して剥離(はくり)するために使われる薬剤
9	滅菌・殺菌・消毒剤	対象物から微生物を除去するために使われる薬剤
10	表面処理剤	金属等の表面を酸洗浄するために使われる薬剤
11	試薬	成分分析等に使われる薬剤

2. 推計を行う対象化学物質

表 2 に示す排出源に関係し、環境中へ排出される可能性のある対象化学物質として、平成 17(対象)年度排出量の推計と同様に、表 3 に示す 17 種類の対象化学物質について推計を行う。

表 3 排出源別排出量推計方法で推計を行う対象化学物質

物質 番号	対象化学物質	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		塗料	接着剤等	印刷インキ	工業用洗淨剤等	燃料 蒸発ガス	ゴム溶剤等	化学品原料等	剥離剤 リムーバー	滅菌殺菌消毒剤	表面処理剤	試薬
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)											
40	エチルベンゼン											
42	エチレンオキシド											
63	キシレン											
145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)											
166	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド											
177	スチレン											
200	テトラクロロエチレン											
211	トリクロロエチレン											
224	1,3,5-トリメチルベンゼン											
227	トルエン											
251	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウムクロリド											
283	ふっ化水素及びその水溶性塩											
299	ベンゼン											
307	ポリオキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る。)											
308	ポリオキシエチレン) = オクチルフェニルエーテル											
309	ポリオキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル											

3. 推計方法

排出源別に推計されるすそ切り以下事業者からの排出量は、表 4 に示す二つのパラメータを使用して以下の式で推計される。

$$\text{すそ切り以下排出量(kg/年)} = \text{総排出量(kg/年)} \times \text{すそ切り以下の割合(\%)}$$

表 4 すそ切り以下事業者からの排出量を推計するためのパラメータ

パラメータ	概要
総排出量	「塗料」等の排出源ごとの全国における排出量(t/年)のうち、対象業種に関するもの
すそ切り以下の割合	対象業種に係る総排出量のうち、法律に基づく届出対象外の排出量の割合 *「事業者規模 21 人未満」又は「年間取扱量 1t 未満」のどちらかに該当する割合

(1) 総排出量の推計

排出源ごとの排出量推計は、それぞれに関係する業界団体等からの提供データを活用することが基本となる。利用可能なデータの種類の種類は排出源ごとに異なるが、それぞれに関係する主なデータ種類を表 5 に示す。

表 5 総排出量の推計に利用可能な主なデータ種類(その1)

排出源	関係する業界団体等	主なデータ種類
1 塗料	社団法人 日本塗料工業会	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料の製造に使用された対象化学物質別の全国使用量(t/年) ・塗料品種別・業種別の全国販売量(t/年) ・塗料品種別・業種別の平均希釈率(%) ・塗料品種別・業種別の標準組成(%)
2 接着剤等	日本接着剤工業会 日本粘着テープ工業会	<ul style="list-style-type: none"> ・接着剤の製造に使用された溶剤種類別の全国使用量(t/年) ・接着剤種類別・用途別の平均溶剤含有率(%) ・粘着テープ・シート類出荷実績(m²/年) ・粘着テープ・シート類溶剤使用量と排出量(t/年)
3 印刷インキ	印刷インキ工業会	・印刷インキ及び希釈溶剤による溶剤種類別の全国使用量(t/年)
	日本印刷産業連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷種類別の全国 VOC 使用量(t/年) ・印刷種類別の VOC 処理装置設置率(%)
4 工業用洗浄剤	日本産業洗浄協議会	・塩素系溶剤の種類別・需要分野別の全国販売量(t/年)
	クロロカーボン衛生協会	・塩素系炭化水素類の全国販売量と用途別の推計消費量(t/年)
	日本界面活性剤工業会	・界面活性剤種類別・需要分野別の全国販売量(t/年)
5 燃料 (蒸発ガス)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料種類別の全国販売量(kl/年) ・ガソリンスタンドにおける燃料種類別・対象化学物質別の排出係数(kg/kl)
	石油連盟	・ガソリンスタンドの蒸気回収装置の設置率

表 5 総排出量の推計に利用可能な主なデータ種類(その2)

排出源	関係する業界団体等	主なデータ種類
6 ゴム溶剤等	日本ゴム工業会	・ゴム製品の製造段階でのゴム製品種類別・対象化学物質別の総排出量(t/年)
7 化学品原料等	社団法人 日本化学工業協会	・化学物質の製造段階での対象化学物質別の総排出量(t/年)
8 剥離剤 (リムーバー)	クロロカーボン衛生協会	・剥離剤としての全国出荷量(t/年)
9 滅菌・殺菌・消毒剤	(株)ガスレビュー	・殺菌ガスの全国出荷量(t/年)
10 表面処理剤	日本無機薬品協会	・表面処理剤としての全国出荷量(t/年)
11 試薬	クロロカーボン衛生協会	・試薬としての国内需要量(t/年)

以上のようなデータを使い、排出源ごとの総排出量は、主として以下のような計算式によって推計される。

<p>総排出量(kg/年) = 製品としての全国出荷量等 (t/年) × 対象化学物質の平均含有率(%) × 平均排出率(%) 全国出荷量等は対象業種に係る数量のみ</p>
--

(2) すそ切り以下の割合の推計

すそ切り以下の割合 (= 届出対象外の割合) は、表 6 に示す”p”と”q”という二つのパラメータに分けて設定する。

表 6 すそ切り以下の割合の推計に用いるパラメータ

パラメータ	意味	設定方法
p 21 人未満の割合	事業者の常用雇用者数が 21 人に満たないため届出対象にならない排出量の割合	事業所・企業統計(総務省)等の統計データなどにに基づき、業種別に設定(排出源や対象化学物質による差は考慮しない)
q 1t 未満の割合	年間取扱量が 1t に満たないため届出対象にならない排出量の割合	事業者からの年間取扱量等の報告データに基づき、業種グループ別・対象化学物質別に設定(排出源による差は考慮しない)

以上によって設定された業種別の”p”の値を図 2 に示す。製造業では10%前後の割合となっており、21人未満の割合は総じて高くないが、非製造業では21人未満の割合が30%前後と高い傾向が見られる。また、設定された業種グループ別・対象化学物質別の”q”の値を表 7 に示す。用途の違い等を反映して、”q”の値には大きな差が見られる。

前記の総排出量を“A”とすると、全国におけるすそ切り以下事業者に係る排出量は、以下の”E1”と”E2”の合計として推計される。

$$E1 = A \times p \times (1 - q)$$

$$E2 = A \times q$$

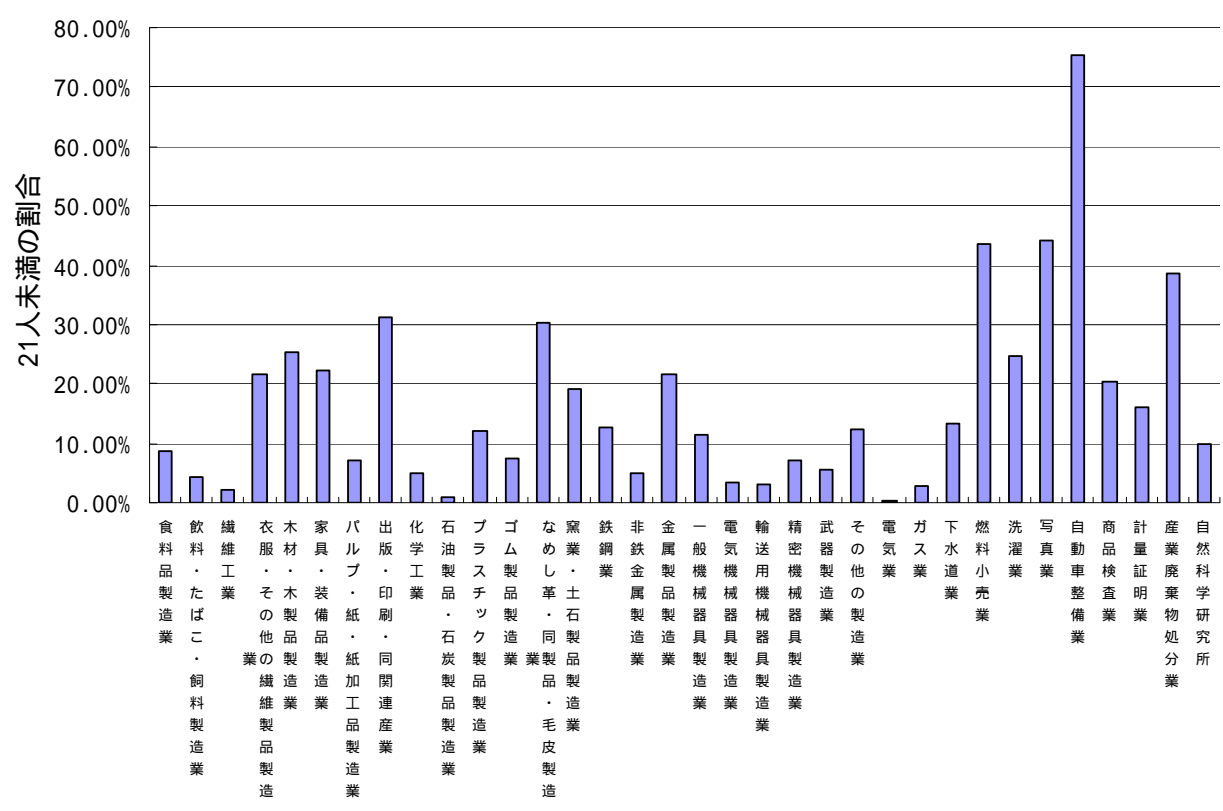


図 2 業種別の21人未満の割合の推計結果

表 7 業種グループ別・対象化学物質ごとの 1t 未満の割合の推計結果(平成 18(対象)年度)

物質 番号	対象化学物質名	年間取扱量 1t 未満の割合			
		1	2	3	4
		化学工業	金属・機械 系製造業	他の製造 業	非製造業
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)	0.25%	10.30%	44.68%	30.69%
40	エチルベンゼン	0.41%	1.65%	1.85%	15.89%
42	エチレンオキシド	0.77%	0.54%	0.06%	76.56%
63	キシレン	0.02%	0.86%	0.05%	0.75%
145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	0.19%	0.86%	1.19%	2.85%
166	N, N - ジメチルドデシルアミン = N - オキシド	0.97%	100.00%	99.99%	0.00%
177	スチレン	0.00%	1.05%	0.00%	24.75%
200	テトラクロロエチレン	0.17%	1.19%	1.00%	5.81%
211	トリクロロエチレン	1.65%	0.33%	2.82%	3.69%
224	1,3,5 - トリメチルベンゼン	0.51%	3.56%	3.55%	3.29%
227	トルエン	0.07%	1.03%	0.07%	0.24%
251	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム = クロリド	3.47%	0.00%	100.00%	60.64%
283	ふっ化水素及びその水溶性塩	0.23%	1.04%	0.19%	42.74%
299	ベンゼン	0.02%	2.75%	0.00%	0.15%
307	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る。)	0.06%	18.55%	9.99%	98.32%
308	ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニルエーテル	10.78%	8.42%	60.92%	100.00%
309	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル	15.90%	43.58%	16.81%	99.86%

注:物質番号 166 番と 251 番は、用途や需要分野の類似した 307 番の値と同じと仮定した。

以上の推計方法のまとめとして、すそ切り以下事業者からの排出量の推計フローを図 3 に示す。

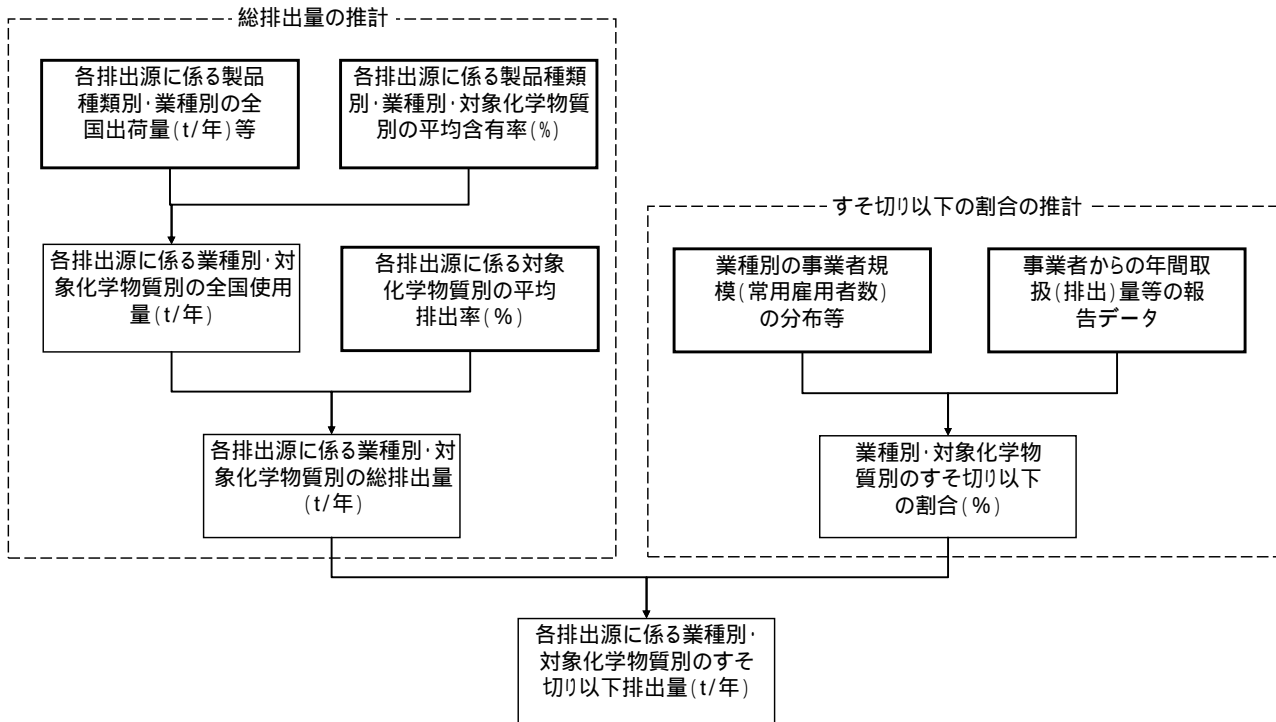


図 3 すそ切り以下事業者からの排出量の推計フロー (排出源別排出量推計方法)

4. 推計結果

排出源別に推計した全国の「すそ切り以下事業者」に係る排出量を表 8 に示す。今回対象としたのは 11 種類の排出源からの 17 種類の対象化学物質であり、すそ切り以下事業者からの排出量は約 36,000t と推計された。排出源別では塗料が約 20,700t と最大で、対象化学物質別ではトルエンが約 16,900t と最大となった。

表 8 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 18(対象)年度)

(排出源別排出量推計方法 単位:t)

物質 番号	対象化学物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	合計
		塗料	接着剤等	印刷インキ	工業用洗淨剤	燃料 (蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	剥離剤(リムーバー)	滅菌殺菌消毒剤	表面処理剤	試薬	
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)				249			0					249
40	エチルベンゼン	4,648		71		32		15					4,766
42	エチレンオキシド							2		83			86
63	キシレン	8,609	339	107		106	33	39					9,233
145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)				1,083		33	114	180			8	1,418
166	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド				3			0					3
177	スチレン							36					36
200	テトラクロロエチレン				798		29	2					830
211	トリクロロエチレン				1,127		57	5				4	1,193
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	717					6	1					724
227	トルエン	6,769	4,079	4,348		736	760	161					16,853
251	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド				7			0					7
283	ふっ化水素及びその水溶性塩							9			41		50
299	ベンゼン					134		16					149
307	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る。)				268			1					269
308	ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニルエーテル				37			0					37
309	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル				116			0					116
合 計		20,743	4,419	4,526	3,688	1,014	913	402	180	83	41	13	36,021

平均取扱量等に基づく排出量推計方法

1. 推計対象とする排出源

排出源別に推計したもの以外にも、工業製品の製造や貯蔵、研究開発等において数多くの対象化学物質の取扱いが考えられる。厳密な排出源(用途等)ごとの定量的な把握が困難であっても、事業者から取扱や排出の報告があったものについては、同様にすそ切り以下事業者からの排出量としての推計対象となる。

具体的には、各種添加剤や洗浄用溶剤、メッキ薬剤、不凍液、電池・電子材料などが考えられるが、「排出源別排出量推計方法」の場合と同様に、そのうち「事業者規模 21 人未満」又は「年間取扱量 1t 未満」に該当するものがすそ切り以下事業者からの排出量となる。

2. 推計を行う対象化学物質

事業者から取扱量や排出量の報告があった対象化学物質のうち、データ数が一定件数以上ある 63 物質を「平均取扱量等に基づく排出量推計方法」としての推計対象とする。推計を行う対象化学物質の例を表 9 に示す。

表 9 平均取扱量等に基づく推計を行う対象化学物質の例

物質番号	対象化学物質名	主な用途
16	2-アミノエタノール	合成洗剤
25	アンチモン及びその化合物	難燃剤
43	エチレングリコール	不凍液
95	クロロホルム	消毒剤
101	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	溶剤(塗料・印刷インキ用)
204	チウラム	ゴムの加硫促進剤
230	鉛及びその化合物	電池材料、はんだ
253	ヒドラジン	清缶剤(ボイラー用)
254	ヒドロキノン	写真現像液
272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	可塑剤(塩化ビニル用)

3. 推計方法

すそ切り以下事業者からの排出量は、業種別・対象化学物質別に平均取扱量(kg/年)等のパラメータの値を設定し、以下のとおり推計される。

$$\text{すそ切り以下排出量(kg/年)} = \text{すそ切り以下事業所数} \times \text{平均取扱量(kg/年)} \times \text{平均排出率(\%)}$$

このうち、「すそ切り以下事業所数」は直接的な把握が困難であり、別のパラメータを使って以下のとおり推計される。

すそ切り以下事業所数 = 全国の事業所数 × 推計対象比率(%) × 化学物質取扱比率(%) - 届出事業所数
--

これらのパラメータの意味は表 10 に示すとおり。これらのパラメータの設定値と、それらを使った推計例を表 11～表 13 に示す。

表 10 平均取扱量等に基づく推計で採用するパラメータの意味

パラメータ	意味
(a) 全国の事業所数	全国で存在する業種ごとのすべての事業所数
(b) 推計対象比率	「工場」等に該当する(=対象化学物質の排出の可能性のある)事業所の形態の割合
(c) 化学物質取扱比率	「工場」等に該当する事業所のうち、対象化学物質について何らかの取扱がある事業所の割合
(d) 届出事業所数	化管法に基づく対象化学物質別の届出事業所数
(e) すそ切り以下事業所数	対象化学物質について何らかの取扱がある事業所のうち、届出要件に合致しないため届出対象外の事業所の数
(f) 平均取扱量(kg/年)	すそ切り以下の事業所あたりの年間取扱量の平均値
(g) 平均排出率(%)	すそ切り以下の事業所における対象化学物質の取扱量に対する環境中への排出率の加重平均値

表 11 全国の推計対象事業所数の推計例

業種コード	業種名	全国の事業所数 (a)	推計対象比率 (b)	全国の推計対象事業所数 (M) = (a) × (b)
1600	木材・木製品製造業	22,065	81.60%	18,001
1900	出版・印刷・同関連産業	57,383	49.20%	28,232
2800	金属製品製造業	81,548	87.30%	71,153

注: 本表における(a)等の記号は表 10 における(a)等の記号に対応(以下の表も同様)

表 12 すそ切り以下事業所数の推計例(金属製品製造業の例)

物質番号	対象化学物質名	全国の推計対象事業所数 (M)	化学物質取扱比率 (c)	化学物質取扱事業所数 (N) = (M) × (c)	届出事業所数 (d)	すそ切り以下事業所数 (e) = (N) - (d)
16	2 - アミノエタノール	71,153	2.0%	1,423	3	1,420
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	71,153	3.1%	2,206	18	2,188
230	鉛及びその化合物	71,153	10.5%	7,471	73	7,398

注: 「全国の推計対象事業所数」は業種ごとに一律の値であり、表 11 の値の再掲

表 13 すそ切り以下事業者からの排出量の推計例(金属製品製造業の例)

物質番号	対象化学物質名	すそ切り以下事業者数 (e)	平均取扱量 (kg/年) (f)	平均排出率 (g) (g)	平均排出量 (kg/年) (H)=(f) × (g)	すそ切り以下排出量 (kg/年) =(e) × (H)
16	2-アミノエタノール	1,420	48.3	16.2%	7.8	11,108
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	2,188	130.3	54.3%	70.7	154,720
230	鉛及びその化合物	7,398	243.0	0.9%	2.3	16,661

注:「すそ切り以下事業者数」は表12の値の再掲

以上の推計方法のまとめとして、すそ切り以下事業者からの排出量の推計フローを図 4 に示す。

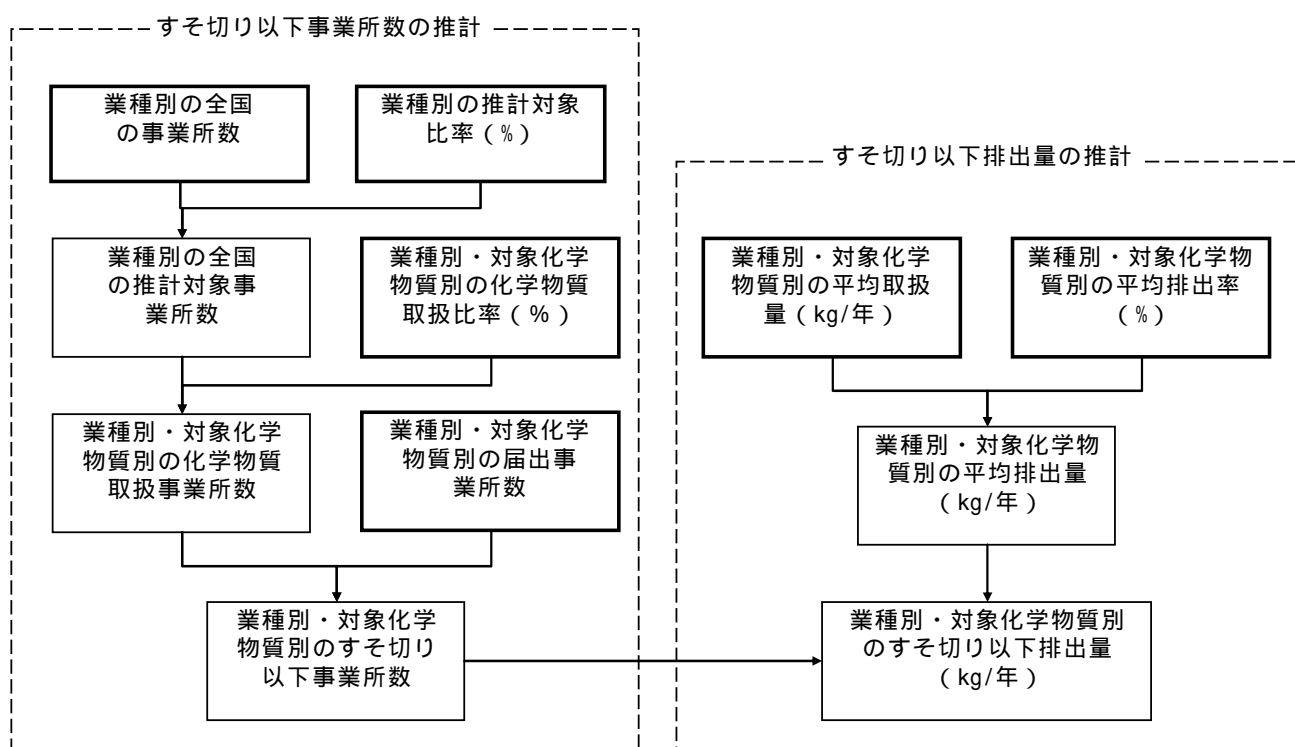


図 4 すそ切り以下事業者からの排出量の推計フロー

(平均取扱量等に基づく排出量推計方法)

4. 推計結果

平均取扱量等に基づき推計した全国の「すそ切り以下事業者」に係る排出量を表 14 に示す。今回対象とした 63 種類の対象化学物質の合計で、すそ切り以下事業者からの排出量は約 8,700t と推計された。

表 14 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 18(対象)年度)

(平均取扱量等に基づく排出量推計方法)

物質 番号	対象化学物質	すそ切り以下排出量(t/年)									
		自動車整備業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	窯業 土石製品製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	化学工業	その他の製造業	その他の業種	合計
1	亜鉛の水溶性化合物		73	22		8	35	11		6	154
12	アセトニトリル					2		3		17	23
16	2 - アミノエタノール		11	72		41	51	3	36	4	218
30	ビスフェノール A 型エポキシ樹脂(液状のものに限る。)		23	50	17	65	41	1	62	15	273
43	エチレングリコール	1,955	6	52	19	23	14	258	21	221	2,569
44	エチレングリコールモノエチルエーテル		155	87		52	75	1	39	0	407
68	クロム及び三価クロム化合物		77	29	20	6	17	0	10	51	210
69	六価クロム化合物		90	29		3	11	0	38	5	177
95	クロロホルム							1		46	46
100	コバルト及びその化合物		34	35	12	3	5	1		13	103
101	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート		317	77		78	47	24		0	542
135	1,2 - ジクロロプロパン									58	58
172	N,N - ジメチルホルムアミド		30			29		3		38	100
176	有機スズ化合物			7			12			24	42
207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)		54			197		2		2	254
231	ニッケル		48	16		10	3	0		4	79
232	ニッケル化合物		101	13	5	4	16	0	7	3	148
253	ヒドラジン					21	9	1	5	10	46
254	ヒドロキノン							0		33	33
266	フェノール			27	76	15	39	2	25	46	232
270	フタル酸ジ - n - ブチル		16	12		11	10	2	20	50	121
272	フタル酸ビス(2 - エチルヘキシル)		19	20		8	20	1	12	182	262
304	ほう素及びその化合物		179	62	502	63	64	16	43	150	1,078
310	ホルムアルデヒド		36	22		32	51	16	14	35	207
311	マンガン及びその化合物		163	178	150	30	97	7	27	45	697
346	モリブデン及びその化合物		12	7		4	5	6		18	52
	その他の対象化学物質	0	56	10	15	71	5	23	5	339	523
	合計	1,955	1,499	827	816	773	625	382	363	1,414	8,655

対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果

「排出源別排出量推計方法」と「平均取扱量等に基づく排出量推計方法」による対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果を表 15 に示す。

対象業種を営むすそ切り以下事業者の排出量は、約 44,675t と推計された。

表 15 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 18(対象)年度;全国)(その1)

物質 番号	対象化学物質 物質名	届出外排出量(kg/年)				合計
		対象業種	非対象 業種	家庭	移動体	
1	亜鉛の水溶性化合物	153,690				153,690
2	アクリルアミド	1,154				1,154
3	アクリル酸	55				55
11	アセトアルデヒド	325				325
12	アセトニトリル	22,794				22,794
13	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	7				7
15	アニリン	2				2
16	2-アミノエタノール	217,703				217,703
17	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジ アミン(別名ジエチレントリアミン)	3				3
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びそ の塩(アルキル基の炭素数が10から14ま でのもの及びその混合物に限る。)	249,155				249,155
25	アンチモン及びその化合物	44,679				44,679
29	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別 名ビスフェノールA)	7,406				7,406
30	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1- クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合 物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂) (液状のものに限る。)	272,689				272,689
32	2-イミダゾリジンチオン	355				355
40	エチルベンゼン	4,766,460				4,766,460
42	エチレンオキシド	85,614				85,614
43	エチレングリコール	2,569,414				2,569,414
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	407,412				407,412
45	エチレングリコールモノメチルエーテル	26,463				26,463
46	エチレンジアミン	488				488
47	エチレンジアミン四酢酸	2,295				2,295
54	エピクロロヒドリン	420				420
63	キシレン	9,233,021				9,233,021
64	銀及びその水溶性化合物	9,180				9,180
66	グルタルアルデヒド	324				324

表 15 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 18(対象)年度;全国)(その2)

物質 番号	対象化学物質 物質名	届出外排出量(kg/年)				
		対象業種	非対象 業種	家庭	移動体	合計
67	クレゾール	51				51
68	クロム及び3価クロム化合物	210,056				210,056
69	6価クロム化合物	176,746				176,746
95	クロロホルム	46,342				46,342
100	コバルト及びその化合物	102,951				102,951
101	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリ コールモノエチルエーテルアセテート)	542,304				542,304
108	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く。)	38,971				38,971
113	1,4-ジオキサン	5,851				5,851
115	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾ ールスルフェンアミド	13,544				13,544
116	1,2-ジクロロエタン	10,315				10,315
118	シス-1,2-ジクロロエチレン	140				140
134	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	5,675				5,675
135	1,2-ジクロロプロパン	57,466				57,466
145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	1,418,464				1,418,464
166	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキ シド	3,360				3,360
172	N,N-ジメチルホルムアミド	100,043				100,043
175	水銀及びその化合物	153				153
176	有機スズ化合物	42,347				42,347
177	スチレン	35,782				35,782
181	チオ尿素	107				107
200	テトラクロロエチレン	829,826				829,826
202	テトラヒドロメチル無水フタル酸	12,738				12,738
204	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウ ラム又はチラム)	26,042				26,042
207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	253,924				253,924
211	トリクロロエチレン	1,193,415				1,193,415
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	723,997				723,997
227	トルエン	16,853,269				16,853,269
230	鉛及びその化合物	293,435				293,435
231	ニッケル	79,369				79,369
232	ニッケル化合物	147,478				147,478
241	二硫化炭素	967				967
242	ノニルフェノール	6				6
243	バリウム及びその水溶性化合物	4,304				4,304
251	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム= クロリド	7,049				7,049

表 15 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 18(対象)年度;全国)(その3)

物質 番号	対象化学物質 物質名	届出外排出量(kg/年)				合計
		対象業種	非対象 業種	家庭	移動体	
252	砒素及びその無機化合物	3,421				3,421
253	ヒドラジン	46,416				46,416
254	ヒドロキノン	33,260				33,260
259	ピリジン	296				296
266	フェノール	231,901				231,901
270	フタル酸ジ - n - ブチル	120,658				120,658
272	フタル酸ビス(2 - エチルヘキシル)	261,779				261,779
283	ふっ化水素及びその水溶性塩	50,170				50,170
298	ベンズアルデヒド	164				164
299	ベンゼン	149,444				149,444
304	ほう素及びその化合物	1,077,962				1,077,962
307	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までの もの及びその混合物に限る。)	268,927				268,927
308	ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニル エーテル	35,922				35,922
309	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエ ーテル	116,257				116,257
310	ホルムアルデヒド	206,524				206,524
311	マンガン及びその化合物	697,212				697,212
312	無水フタル酸	38				38
313	無水マレイン酸	4,750				4,750
314	メタクリル酸	1,351				1,351
320	メタクリル酸メチル	8,709				8,709
346	モリブデン及びその化合物	52,356				52,356
合 計		44,675,113				44,675,113